

岩手県告示第288号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和2年岩手県告示第716号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和3年4月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 滝沢市鵜飼地内
- 2 実施した期間 令和2年11月16日から令和3年2月26日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量及び地形測量